

名古屋市立大学交流会 教職員表彰事業取扱要項

(目的)

第1条 名古屋市立大学交流会（以下「交流会」）は、本学の認知度を高めることに貢献した教職員に対し、その功績を称えるために表彰を行う。

(表彰者の申請)

第2条 教職員は、表彰の候補者を推薦書により会長に推薦するものとする。

(表彰者の決定)

第3条 会長は、前条の申請に基づき理事会で審査し、表彰を決定する。

(表彰者の通知)

第4条 会長は、前条の規定により表彰を決定したときは、速やかに本人及び推薦者に通知するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状および副賞を贈ることとし、会長がこれを行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として、名古屋市立大学交流会総会において行うものとする。